

「未就園児クラス」に係る会計処理について

学校法人が子育て支援として設置運営する「未就園児クラス」については、当該学校法人が行う教育研究事業と密接な関連性を有することから附帯事業とする。

会計処理にあたっては、学校法人部門を設置し、幼稚園会計と混同しないよう明確に区分するなど、適正に処理すること。

○資金収支計算書及び事業活動収支計算書に係る処理について

資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に学校法人部門を設けること。

1. 記載科目 別紙 1 資金収支計算書記載科目
 別紙 2 事業活動収支計算書記載科目

2. 留意事項

- (1) 総額表示とすること。
- (2) 「未就園児クラス」と他部門との共通収支が発生した場合は、按分計上すること。

3. 収入について

- (1) 「未就園児クラス」に係る保育料等は、事業収入に計上すること。

※学生生徒等納付金には計上しないこと。

- (2) バス、給食等を実施する園は、必ず幼稚園と区分して計上すること。

4. 支出について

すべての支出について、形態分類により計上すること。

(1) 人件費

- ・「未就園児クラス」で保育を担当する人件費は、職員人件費として計上すること。
- ・本務職員、兼務職員の区分は、次のとおりとする。

ア 本務職員は、就業規則に基づき学校法人の正規の職員として任用されている者とし、かつ専任の職員として発令され、当該学校法人から主たる給与の支給を受けるとともに、常時勤務している者とする。

イ 兼務職員は、上記ア以外の職員（パート職員等含む。）とする。

(2) 人件費以外の支出

- ・管理経費支出に計上すること。
- ・個別計上が困難な経費については、按分により計上すること。

（例：光熱水費、消耗品費、バス、給食等）

資金収支計算書記載科目

資金収入の部

(作成フォームは日本工業規格A4判縦長のこと)

大科目	小科目	備考
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入	現物寄付は含まない。
資産運用収入	受取利息・配当金収入	
事業収入	未就園児クラス収入 (入会金) (授業料) (〇〇収入)	具体的名称をつけて表示する。
雑収入	雑収入	

資金支出の部

大科目	小科目	備考
人件費支出	職員人件費支出	職員・非常勤職員（運転手を含む）の本俸、期末手当、その他の手当（通勤手当含む）、所定福利費（私学共済負担金等を含む）に区分される。
管理経費支出	退職金支出	すべての経費は管理経費に計上すること。
	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 車輛燃料費支出 福利費支出 通信費支出 損害保険料支出 賃借料支出 公租公課支出 広報費支出 渉外費支出 会議費支出 報酬・委託・手数料支出 雑費支出	通勤手当は人件費に含める。 諸会費を含む。 募集等に要する経費をいう。 講演料等

事業活動収支計算書記載科目

消費収入の部

(作成フォームは日本工業規格A4判縦長のこと)

大科目	小科目	備考
寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付金	具体的名称をつけて表示する。
資産運用収入	受取利息・配当金	
事業収入	未就園児クラス収入 (入会金) (授業料) (〇〇収入)	
雑収入	雑収入	

消費支出の部

大科目	小科目	備考
人件費	職員人件費 退職給与引当金繰入額 又は退職金	(資金支出の部の説明参照)
管理経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 車輛燃料費 福利費 通信費 損害保険料 賃借料 公租公課 広報費 渉外費 会議費 報酬・委託・手数料 雑費	すべての経費は管理経費に計上すること。 通勤手当は人件費に含める。 諸会費を含む。 募集等に要する経費をいう。
徴収不能額	徴収不能額	講演料等